

介護老人保健施設フジタ 運営規程

(指定短期入所療養介護事業所及び介護予防短期入所療養介護事業所)

(事業の目的)

第1条 医療法人フジタが開設する介護老人保健施設フジタ（以下「事業所」という）が行う指定短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所職員が要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定短期入所療養を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所職員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療ならびに日常生活の世話をを行うことにより、要介護者の療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減をはかる。

2 指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たって、事業所職員は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うことにより、要支援者の療養生活の質の向上及び心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業所職員は、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。

4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

5 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則し、事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

6 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(施設の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

(1) 名 称 介護老人保健施設フジタ

(2) 所在地 愛知県名古屋市長区鳴海町字尾崎山43番地640

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、職員数及び職務の内容は、次のとおりとする

(1) 管理者 1名（医師、常勤職員）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 従業者

(3) 事務職員

別に定める介護老人保健施設フジタ運営規定第4条（2）（3）に定める職種及び員数のとおりとする。

事業所職員は、指定短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の提供をおこなう。

(指定短期入所療養介護事業所及び介護予防短期入所療養介護事業所の内容及び利用料等)

第5条 指定短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の内容は次のとおりとし、指定短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護が法定代理受領サービスであるときは、その1～3割の額とする。

- (1) 入浴、排泄、食事等介護及び日常生活上の介護
- (2) 機能訓練及びその他必要な医療
- (3) 健康チェック
- (4) 送迎

2 その他の費用

前項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受ける事ができる。なお、居住費及び食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。食費については、負担限度額と合計食事金額とのどちらか低い金額とする。(朝食 310円 昼食 670円 夕食 670円)

- 1、居住費、特別な室料及び食費を徴収する。(別紙明細)
- 2、理容代は次のとおり徴収する。

調髪 1,600円

顔剃り 600円

- 3、日常生活において通常必要となる日用品費日額 240円・教養娯楽費日額 110円で利用者が負担すべき費用は、別紙のとおり実費を徴収する。

- 4、事務管理費 100円/日

内訳 小遣いの入出金管理

- 5、利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
行事食(敬老会、夏祭り、バイキング食等)1食 1,800円

3 食事提供に対し良質で新鮮な材料及び衛生的かつ所要の栄養量の管理を行う。

4 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受けることとする。なお、やむをえない事情などにより当該内容及び費用の変更がある場合には予め利用者又はその家族に対し説明を行い、利用者の同意を得ることとする。

5 前各項の費用以外で、利用者又はその家族が独自で要望したものについては実費を事前に説明した上で、支払いに同意する旨の覚書に署名(記名捺印)を受けることとする。

(通常の送迎の実施地域)

第6条 通常の送迎の実施地域は、緑区全域、豊明市全域、天白区高坂町・野並・境根町・久方、大府市共和町・共西町・共栄町・東新町・梶田町・北山町・横根町・北崎町、とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第7条 事業所利用に当たっての留意事項は、重要事項説明書(別添)の通りとする。

(身体の拘束等)

第8条 事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、事業所の医師がその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図る為、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、事業所職員に周知徹底を図る。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 事業所職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(虐待の防止等)

第9条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(非常災害対策)

第10条 事業所は防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出訓練を行う。

(業務継続計画の策定等)

第11条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、事業所職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第12条 事業所は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針（別添）を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、事業所は、利用者に対し必要な措置を行う。

- 2 事業所医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的期間での診療を依頼する。
- 3 事故発生の防止のための委員会及び事業所職員に対する定期的な研修を実施する。
- 4 第3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(職員の質の確保)

第13条 事業所職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

- 2 事業所は、全ての事業所職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(衛生管理)

第14条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行う。

2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針（別添）を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

(1) 事業所における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、事業所職員に周知徹底をはかる。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、事業所職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。

(個人情報保護及び公開)

第15条 事業所職員に対して、事業所職員である期間及び事業所職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、事業所職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

2 事業所職員が業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を、サービス担当者会議の開催又は介護支援専門員や、病院・他施設との連携を図るなど、正当な理由がある場合、その情報を用いることがある。

(その他運営についての留意事項)

第16条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて事業を利用させない。

2 事業所は、適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

3 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人フジタと当施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成19年6月1日から施行する。

この規定は、平成23年8月1日から一部改定する。

この規定は、平成25年4月1日から一部改定する。

この規定は、平成27年6月1日から一部改定する。

この規定は、令和6年4月1日から一部改定する。